

2020年 6月25日

京都府知事 西脇 隆俊 様

「新型コロナ」から命と暮らし・営業の危機突破「緊急行動」実行委員会
代表 梶川 憲(京都総評議長)

「新型コロナ感染」に対し、命と暮らし・営業の 危機を突破するための第二次要請書

日頃より、府民のいのちと暮らしを守るために、ご尽力されておられることに敬意を表します。

新型コロナウイルスの感染拡大の第二波の広がりが懸念される下で、感染対策と暮らしや営業・雇用の補償を実効的・抜本的に強めることが急がれています。同時に、コロナウイルス感染と日常的に向き合いながら暮らすことが余儀なくされています。

この間、政府による「新型コロナ感染」対策は、「自粛と一体に補償を」との国民的要望を受けて、直接の生活支援のための給付、雇用維持のための雇用調整助成金の拡充、営業を維持するための給付措置、これらの運用の改善など、これまでになかった制度と予算が不十分ながらも確保されてきています。

いま、貴職が、これらの措置とお金を、現場・個人に至るまで届かせること、制度が繰り返し改善されている下で、遡及改善など、実効ある手立てをとり切ること、府民の困窮状況を踏まえたさらなる制度や措置の対応を図る先頭にたたれることを、求めるものです。

4月期の緊急要請をふまえ、この間の対策の下での府民の実態や相談活動などを通じて明らかになった項目について、以下のとおり要請します。

記

1. コロナウイルス対策の諸制度の周知・相談・対応について、住民の生活圏で窓口を設置するとともに、ワンストップで解決できるように関係諸機関と連携を強化すること。制度周知のための冊子を作成すること。
2. 雇用と営業等を守るため、労働局等関係機関との連携をいっそう深め、新型コロナに乗じた解雇が行われないよう指導を徹底すること。経済団体への要請を強くおこなうこと。
実効性のある補償によって、雇用や営業等を維持できるよう国へ要請するとともに、府独自の施策行うこと。
3. 京都府に交付される「地方創生臨時交付金」について、「家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しする」という趣旨に基づき、現在の生活と営業、文化活動などの困窮状況に対する直接的支援に活用すること。事業者支援では、固定費負担の補助や生活救援などにふりむけ、先行自己負担となる設備投資や需要開拓先にありきの施策をやめること。雇用者対策では、雇用が維持できる事業支援を軸にした直接支援へふりむけること。

4. 以下の内容について国に要請すること。

- ①一律の個人給付について、継続して毎月の支給を行うことなど、暮らしや営業を再建し持続していくうえでの直接的支援を継続・拡大すること。
- ②雇用調整助成金の特例扱いを、恒常的な制度に改善すること。
- ③雇用調整助成金を「支給を前提」とした制度に転換し、手元資金に乏しい中小業者が休業手当を迅速に支払えるよう、申請後、直ちに給付を行う「概算払い制度」を創設すること。「開店休業状態」「時短営業」などによる従業員の減収分も対象にするなど、早急に改善すること。
3月以降も継続して減収状態にある事業者に対し、雇用を守りながら維持させるために、申請要件を緩和すること。申請方法についても抜本的に簡便なものにさらに改善すること。
- ④「新型コロナ対応休業支援金」の賃金補償上限を8割以上に引き上げること。
- ⑤保育・学童保育等児童福祉施設労働者への慰労金を創設すること。
- ⑥持続化給付金は、新型コロナ危機の影響を受けて売上げが減少しているすべての中小事業者へと拡充し、新型コロナ禍が終息するまで継続して支給すること。
- ⑦「家賃支援給付金」の対象要件を「収入が減少したすべての中小・小規模事業者」とし、月額上限を個人と法人で差別せず、実際の家賃分を全額補填すること。
- ⑧「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金」を事業主の手続きによらず、該当する労働者が直接申請できるようにすること。
- ⑨生活保護、最低賃金、年金制度など、暮らしを支える最低保障（ナショナルミニマム）を、抜本的に拡充し、保護と救済から暮らしの底上げをすること。経済の活性化のために中小企業・小規模事業者への支援について、これまでの助成金等を抜本的に構築し直し、経済対策の中心にすえること。
- ⑩コロナ対策と国民経済の立て直しの財源は、拡大された軍事費や北陸新幹線計画など不要不急の予算を振り向けること。税財源では、消費税は引き下げ、応能負担で財源を確保すること。大企業の内部留保への課税などで財源を確保することも検討すること。
- ⑪防災体制について、避難所における三密の回避などコロナ対策を適用したものに抜本的に見直すこと。コロナ対策が必要な社会に相いれない原子力発電の再稼働は、中止すること。
- ⑫多くの地域で感染症対策の中心を担っている公立病院に対する「再検証要請」は撤回し、公立公的病院名指しの根拠とされた「診療実績データの分析」自体を白紙に戻すこと。地域医療を崩壊させる、地域医療構想、医師・医療従事者の働き方改革、医師偏在対策のいわゆる「三位一体」改革を中止すること。

5. 融資や補助など、すでに実施している制度については柔軟かつ迅速な運用につとめるとともに、事業継承を支援するため、固定費に対する独自の補助金など、さらなる制度の充実を図ること。政府や京都府・市の自粛呼びかけに応じて閉店・営業やイベントを中止した業者に対して営業補償を行うこと。また、感染対策のために事業規模を縮小した場合の営業補償を行うこと。

6. 国の持続化給付金や家賃補助の対象外となる業者に対して、営業を支える府独自の給付金・家賃補助の制度をつくること。府内の家賃補助や水道基本料金無料化を行う自治体に対して財政支援を行うこと。

7. 府立施設の会場貸出についてコロナ感染防止対策で定員減少に合わせて使用料の減免を行うこと。

8. 国民健康保険条例を再改定し、傷病手当金支給の要件・額を拡大するよう府内市町村に要請すること。
9. 緊急小口資金等の特例貸与が円滑に支給できるよう相談窓口の体制を強化すること。また、資金を必要とする全ての府民に、要件無しで迅速に対応できる制度を新設すること。
10. 生活保護制度について、必要とする人に全て適用されるように対応を強めること。周知をいっそう強めること。生活保護の認定までの間、緊急に生活資金が必要な方に経済的支援を行うこと。
11. 新型コロナウイルスの影響を受ける学生に対し総合的な支援を行うこと。
 - ①「大学等修学支援新制度」の年収要件（年収380万円未満）の大幅な緩和を国に対して求めるとともに、直近の家計急変で修学の継続が困難となる学生に対して、府独自の支援一時金の給付など、必要な生活支援を行なうこと。
 - ②「学びの継続のための学生支援緊急給付金」について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての学生が支給できるよう支給要件を緩和するなど、国に改善を求めること。また、府独自の支援措置を図ること。
 - ③経済的事由により授業料等の期限内納付が困難になっている学生が急増している状況を踏まえ、授業料の半額免除を行なうための予算措置や奨学金の拡充・返済減免等を講じるよう国に求めるとともに、府独自に一時的な給付奨学金の支給や無利子の貸付を行なうこと。
 - ④緊急小口資金等の特例給付や住居確保給付金について、学生も支給対象となることを周知・徹底すること。
12. かかりつけ医等の医師が必要性を判断した全ての人がPCR検査を受けられる体制の強化を行うこと。新型コロナウイルス感染の第二波・第三波に備え、医療機関の「発熱外来」設置を支援すること。
13. 国民のいのちと健康を守る医療機関、介護施設・事業所の経営を守るため、前年同月の収入を補償すること。また、空床確保・発熱外来の準備のための費用（PPE費用・人件費含む）なども補填をすること。国からの慰労金・応援基金については、新型コロナ受入病院だけでなく、すべての病院に拡大すること。
14. 医療機関・介護施設など必要とされる感染対策のため、感染防護備品の安定供給を行うこと。
15. 府民の健康診断受診を促進するための対策を行うこと。
16. PCR検査体制の確立など保健所の機能強化を行うこと。また、医師・保健師を増員すること。
17. 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された予測患者数に見合ったベッド数や医療機関の体制を京都府の責任で確保すること。
18. 第二波・第三波に備え医療・衛生材料(医療用マスク・グローブ・ガウンなど)の備蓄を行うこと。

19. 新型コロナウイルス感染症対策としても重要な、これまでの京都府の考え方である「現在の病床確保と地域医療の充実」を堅持し、「三位一体改革」の具体化を行わないこと。「公立公的病院統廃合」の対象とされた府内の4病院を含むすべての京都府内の医療機関の医師・看護師などの確保をすすめ、住民の医療を受ける権利を保障する施策を強めること。
20. 感染者などへの差別や偏見、いじめ等の人権侵害を防止するため、正確で必要な情報を発信すること。
21. 府として休校などによる影響を軽減するため全力をあげること。休校の場合も、子どもの食事を公的に保障する手立てをとること
22. コロナ対策に向き合うなかで、学校の再開をはじめ、教育と子どもの居場所をどの子にも保障するために、府として以下の点に取り組むとともに、国に対して要請すること。
 - ①学校の再開にあたっては、学級規模を半分にするなど少人数学級・少人数授業とすること。そのための教職員の抜本的増員と予算の大幅見直し、教室の整備を緊急にすすめること。
 - ②感染予防のためのマスクや消毒、検温など、資材および体制と対策を徹底すること。感染が疑われる子どもへの対応など、感染拡大を避けるための対策を全校で確立すること。給食の準備・片付け、毎日の教室内外の消毒、トイレ清掃など、教職員の感染予防の取り組みをサポートする人員を配置すること。
 - ③必要な予算と体制確保を急ぐこと。保健室の体制と必要物品の確保、スクールバスの増便、子どものメンタル面での相談・支援体制、修・就学保障の拡充適用と相談体制など、人的保障を図ること。
 - ④学校再開における今年度の教育保障については、学校現場と保護者の声をふまえるとともに、過度な「授業時数の確保」でなく、子どもたちと家庭の実態を配慮した教育内容と日程づくりとすること。
 - ⑤一校あたりの児童・生徒数を増やさないことを基本にし、統廃合方針をあらため、地域ごとに学校を維持・再配置し直すこと。
 - ⑥学校給食は、この間の暮らしの困窮や子どもの命を支える観点から、安全を確保しつつ、全小中学校で実施することができる体制を確立すること。中学校まで全校で直営実施できるようにし、体制と予算を確立すること。
 - ⑦学童・児童館、保育所に対する予算確保を強め、施設の安全確保と人員の確保を行うこと。
23. この間の新型コロナウイルス感染対策をふまえ、いっそうの総力体制の確立と、予算の抜本的な見直し、職員の大幅増員を図ること。また、この間民間委託化や集約・縮小してきた公的業務について、従来の方針を見直し、直営で地域に再配置するなど、体制の抜本的強化を行うこと。

以上